府令・省令

内閣府
財務省令第二号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受益者への支払） **第十条**　加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち令第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。 一　破産直近上位機関等に対する債権の額を確定する判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの ［二～四　略］ ［2・3　略］	（受益者への支払） **第十条**　加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち令第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。 一　破産直近上位機関等に対する債権の額を確定する判決の謄本 ［二～四　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

省令

法務省令第三十六号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年四月十三日

法務大臣　平口　洋

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整理に関する省令

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第一条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七十三条　抵当証券法第三十条第二項又ハ同法第三十二条ノ規定ニ依ル許可ノ裁判アリタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ前者ヨリ償還ヲ受クルトキハ抵当証券ト共ニ其ノ裁判ノ正本又ハ裁判ノ内容ヲ記載シタル書面ニシテ裁判所書記官ガ当該書面ノ内容ト当該裁判ノ内容トガ同一ナルコトヲ証明シタルモノヲモ交付スベシ	**第七十三条**　抵当証券法第三十条第二項又ハ同法第三十二条ノ規定ニ依ル許可ノ裁判アリタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ前者ヨリ償還ヲ受クルトキハ抵当証券ト共ニ其ノ裁判ノ正本ヲモ交付スベシ

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第二条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条　判決による登録を申請する場合には、申請書に執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行	**第二十三条**　判決による登録を申請する場合には、申請書に執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）を添付しなければならない。